

イツ・コミュニケーションズZoomライセンスサービス利用に関する約款 v1.00

第1条 (目的)

イツ・コミュニケーションズZoomライセンスサービス利用に関する約款 (以下「本約款」といいます。)は、イツ・コミュニケーションズ株式会社 (以下「当社」といいます。)がZoom Video communications, Inc. (以下「Zoom」といいます。)が提供するZoom サービス (以下「本サービス」といいます。)を提供する際の条件について定めます。

2. 本サービスの内容はZoomを本サービスの提供者、お客様を本サービスの利用者として成立するZOOM TERMS OF SERVICE (<https://zoom.us/terms> 以下「Zoom規約」といいます。なお、名称又はURLが変更された場合は最新のもの指します。)に定めるものとし、本約款とZoom規約に異なる規定がある場合、本約款の規定が優先するものとし、

第2条 (本サービスの利用権の提供)

お客様が当社指定の申込書に必要事項を記載の上、当社に提出し、当社がこれを承諾したことをお客様に通知したときに、当社とお客様との間に契約 (以下「本契約」といいます。)が成立し、本契約に基づいて当社はZoomに対してお客様に対する本サービスの利用権の提供の申込みを行います。

第3条 (支払)

- お客様は、本サービスの利用権の対価 (以下「サービス料金」といいます。)を見積書または申込書に記載の条件に従って消費税・地方消費税相当額と併せて当社の指定する銀行口座へ振込みにより当社に支払います。ただし、振込みに要する費用はお客様の負担とします。
- サービス料金は、日割計算はせず、毎月1日から月末までの料金とし、本サービスの課金の開始日は月の暦日1日、終了日は暦日の月末とします。
- お客様が支払期限までにサービス料金の支払いを行わない場合、お客様は、当該支払期限の翌日から完済の日までの日数に応じて、当該未払額に対し年利14.6%又はかかる支払いを遅滞した時点における法定利率のいずれか高い方の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。
- お客様が支払期限までのサービス料金の支払いを一度でも怠った場合、お客様が当社に対して負担している金銭債務 (サービス料金の残額の支払債務を含むがこれに限られない)の全てについて当社からの通知がなくとも当然に期限の利益を喪失し、お客様は当社に対してその全てを直ちに弁済しなければなりません。
- いかなる場合であっても、当社は既に支払われたサービス料金を返金しません。

第4条 (本契約の契約期間)

本契約の契約期間は、見積書または申込書に記載のとおりとします。ただし、当該契約期間末日の60営業日以前までに更新しない旨の書面による通知が無い限り、本契約は同一の期間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、見積書または申込書に別に定めがある場合は、その定めを優先するものとし、

第5条 (付帯サービス)

- 当社は本サービスに関するサポートサービス (以下、「付帯サービス」といいます。)を提供します。なお、必要に応じて付帯サービスの全部又は一部を第三者に再委託できます。
- 付帯サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - 本サービスに関する操作方法、各種設定等に関するお問合せ受付と回答の提供
- 下記のいずれかに該当するときは付帯サービスの範囲より除外されるものとし、
 - 本サービス以外に關係する問合せ
 - 本サービスに接続されたネットワーク構成の変更や再構築に伴うシステム構築あるいはコンサルティング
- 付帯サービスは原則電話、電子メールを通じて提供されます。
- 対応時間は当社の定める営業日 (土日、祝祭日、および年末年始を除く)、平日9:00-17:00となります。対応言語は日本語となります。
- 付帯サービスは全部又は一部を終了することがあります。終了する30日前までにその旨を告知あるいは通知します。
- 当社が付帯サービスを第三者に再委託する場合は、本約款第7条、第18条及び第19条と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとし、

第6条 (利用者等の登録)

- 当社はお客様に対し、本サービスの利用に必要なWebサイトのURLおよび管理者アカウント (メールアドレス)に付与された初期パスワードを交付するものとします。なお、お客様は、当社による当該管理者アカウント交付が完了した後、検査期間である5営業日以内に、本サービスの申込内容と相違がないか確認し、相違があった場合は、当該検査期間内に、書面により当社に申し出るものとします。
- お客様は、当社に通知した内容を変更する場合には、当該変更日の30営業日前に当社に書面により通知するものとします。
- お客様は、本サービス用システム、本サービスの利用に係る端末その他の機器およびソフトウェアの操作・使用等について、当社およびZoom所定の手順、ルール等を遵守し、ID (メールアドレス)、パスワード等の秘密保持手段を厳格に管理し、これらの誤動作、不正アクセス、不正利用等の防止に努めなければならないものとします。
- お客様は、自己の費用にて、ID等の管理および使用の責任を負うものとし、ID等を第三者に使用させ、または貸与、譲渡等のいかなる処分をしてはならないものとします。
- お客様は、ID等の管理不十分、使用上の過誤、および第三者の不正使用等による損害の責任を負うものとし、当社はその責任を負わないものとします。
- お客様は、ID等を紛失し、または盗まれたとき、およびそれが原因で第三者に本サービスの不正使用、または本サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示ある場合は、これに従うものとする。
- お客様は、自らが前六項を遵守するほか、本契約に基づき本サービスを利用するすべての者に対し、お客様の責任において、前六項の規定を遵守させるものとする。

第7条 (個人情報の取り扱い)

当社がお預かりした個人情報については、以下に提示する「当社の個人情報のお取り扱いについて」に基づき、適切に取扱うものとします。

第8条 (免責)

本サービスは、Zoomからお客様に対して直接提供されるものであり、Zoomによる本サービスの提供又はその内容 (本サービスの利用権の提供、本サービスの内容、その停止及び中止を含むがこれに限られない)に関して当社は一切その責任を負わず、お客様は理由の如何を問わず本契約に定めるサービス料金の支払いを免れることはできません。

第9条 (提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、日本国内を原則とし、お客様の事務所等が日本国外にある場合は、お客様が自己の費用と責任において、日本国内外から電気通信回線等を介して、本サービス用システムに接続できる場合に限り、利用することができるものとし、それ以外の場合

は、本サービスを利用することができないものとします。

2. お客様は、お客様が第1項に基づき日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、日本国外から本サービス用システムに対して、情報またはデータ (コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含む)の送信または格納をすることについて、当該情報およびデータの輸出管理の責任が契約者であることを了解し、これに関して適用されるすべての輸出規制 (日本の外国為替および外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含むが、これに限らないものとする)を遵守するものとし、

第10条 (損害賠償)

- 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社が本サービスに関してお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、直接かつ事実にはった通常損害に限定され、損害賠償額は当該損害事由が発生した月の月額サービス料金を超えないものとします。なお、当社は、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害ならびに逸失利益等の間接損害については、損害賠償の責を負わないものとします。
- 本条に定める損害賠償請求は、本サービスの終了日から1年間が経過した後は行うことができません。

第11条 (取扱いの停止)

当社は都合により本サービスの全部又は一部を終了することがあります。終了する60日前までにその旨を告知あるいは通知します。

第12条 (任意解除)

お客様が本サービスの契約期間の途中で本契約の解除を希望する場合、お客様が当社の請求に従い、当社が被った一切の損害、負担した一切の費用及び契約期間満了日までのサービス料金の未払金がある場合にはその全てを支払うことを条件に本契約を解除できるものとし、

第13条 (解除)

- 当社は、お客様が本契約の規定の一に違反し、書面により相当の期間を定めて催告してもなお、当該違反行為が何ら是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、当社は、お客様に銀行取引停止処分若しくは仮差押その他強制執行の申し立て等の信用不安が生じ若しくはそのおそれのある場合、又は法的整理若しくは任意整理のいずれかが開始され若しくはそのおそれのある場合、又はお客様に吸収合併、重要な事業の譲渡若しくは解散その他の重要な組織の変更が生じ若しくは生ずるおそれがある場合、又は前記に準ずるその他の不都合な事由が生じた場合、お客様に対して何ら通知催告することなく、直ちに、本契約の全部又は一部を解除できます。
- 本条第1項の規定に基づく解除は、当社からお客様への損害賠償の請求を妨げません。ただし、お客様から当社への損害賠償の請求は第10条の規定に従います。
- お客様に本条第1項に規定する事由の一が生じた場合、お客様は当社に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに、当該債務の全額を現金で当社に弁済しなければなりません。

第14条 (本約款の変更)

当社はお客様に通知または当社のWebサイトに掲載することにより、本約款を変更することができるものとします。

第15条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、その他の不可抗力、日本国および米国の法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、争議行為、労働力の不足、輸送機関、通信回線等の事故、Zoomに生じた事由 (債務不履行を含むがこれに限られない)、その他当社の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、当社は責任を負いません。

第16条 (完全合意)

本契約は本件業務の取引に関する当事者間の合意事項のすべてであり、口頭によるものと書面によるものとを問わず、本契約締結以前に成立した当事者の合意はすべてその効力を失うものとします。

第17条 (合意管轄及び準拠法)

- 本契約に関し、裁判の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 本契約の成立、効果、履行及び解釈は日本法に準拠します。

第18条 (協議)

- 本約款に定めのない事項については、Zoom規約の定めに従うものとします。
- 本約款およびZoom規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、お客様と当社間に誠意をもって協議し、円満に解決するものとし、

第19条 (反社会的勢力の排除)

- お客様および当社は、相手方に対し、自己 (自分が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
- お客様および当社は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができるものとし、
- お客様または当社が、前項の規定により、利用契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負いません。
- 第2項の規定によりお客様または当社が利用契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責を負います。
- 本条の規定について、お客様と当社間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとし、

当社の個人情報のお取り扱いについて

- 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
- 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に、利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条 (令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとし、